

関係者 各位

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入においては、令和 7 年 3 月末からのパイロット運用を経て、同年 6 月を目途に本格運用が開始される見込みですのでお知らせします。

- パイロット運用：令和 7 年 3 月 31 日（月）から 6 月 1 日（日）まで
- 本格運用開始（予定）：令和 7 年 6 月 2 日（月）から

原産地証明書のデータ交換が実施されると、EPA 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムから NACCS に直接送信される原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CO）を提出することが可能となります。

パイロット運用は、日タイ経済連携協定に基づき、EPA 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続を NACCS で行う輸入者又は通関業者の方であって、当該 EPA 税率の適用にあたり、e-CO の利用を希望する方にご参加いただけます。

運用の詳細については、以下の税関ホームページ・原産地規則ポータルをご確認いただきますようお願いいたします。

（税関ホームページ）

○原産地証明書のデータ交換について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

- ・日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について
- ・日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領

【問い合わせ先】

- 原産地証明書のデータ交換について
（業務部原産地調査官）
電話：045-212-6174
- データ交換のパイロット運用について
（業務部通関総括第 1 部門）
電話：045-212-6150